

第3次北見市社会教育計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 第3次北見市社会教育計画の策定にあたり、北見市社会教育委員の会議運営規則(平成18年北見市教育委員会規則第30号)第8条の規定に基づき、第3次北見市社会教育計画策定委員会(以下「策定委員会」という)を設置する。

(策定委員会の構成)

第2条 策定委員会は、社会教育委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、策定委員会の議長を務め、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(協議事項)

第4条 策定委員会は、社会教育計画策定に係る次の事項について協議する。

- (1) 北見市における社会教育の現状と課題について
- (2) 今後の北見市における社会教育の振興方策について
- (3) その他目的の達成に必要と認められる事項

(会 議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は生涯学習課に置く。

(報酬等)

第7条 策定委員の報酬は、委員の自立的な活動という位置づけにより、報酬の対象としない。但し、費用弁償は支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項については委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 最初に召集される策定委員会は、第5条の規定に関わらず、社会教育委員の会議委員長が招集する。

第3次北見市社会教育計画策定推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 第3次北見市社会教育計画の策定に関する事項について、社会教育部内相互の緊密な連携を保ち、円滑かつ効果的な策定事業の推進を図るため、第3次北見市社会教育計画策定推進連絡会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、社会教育計画策定に係る次の事項について協議する。

(1) 第3次北見市社会教育計画策定に係る行政施策の実績調査、企画調整及び推進に関する事項

(2) その他目的の達成に必要と認められる事項

(構成)

第3条 推進会議は、社会教育部長、次長、主幹、課長、館長及び所長で構成する。

(会議)

第4条 推進会議の招集は、社会教育部長が行う。

(策定検討会)

第5条 推進会議で検討すべき事項を専門的に調査するために策定検討会を置く。

(1) 策定検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(2) 策定検討会は、その結果を推進会議に報告する。

(3) 策定検討会の招集は、生涯学習課長が行う。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、生涯学習課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項については、社会教育部長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

別 表 策定検討会

生涯学習課	—	総務係長・社会教育係長
スポーツ課	—	総務・施設係長
文化財課	—	総務係長
ところ遺跡の森	—	管理係長
中央公民館	—	管理事業係長
中央図書館	—	総務係長
社会教育主事		